

大分県報

令和六年
号外（八〇）
十二月二十三日

（月曜日）

目次

条 例

- 大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………一
- 大分県産業廃棄物税条例の一部改正……………二
- 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正……………二
- 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………二
- 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定……………三
- 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正……………二〇

〇 条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十三日

大分県条例第三十九号

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一般旅券申請事務の部中「二、〇〇〇円」を「二、三〇〇円」（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、三〇〇円）」に、「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、〇〇〇円」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、一、九〇〇円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三、

九〇〇円）」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項中

「床面積の合計」を「一 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査」に、「七、〇〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に改め、同項に次のように加える。

二 当該申請又は通知に係る建築物の仕様基準の審査		イ 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）の確認を申請し、又は通知する場合	
積の床面積の合計		積の床面積の合計	
二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満	一件	二〇〇平方メートル未満	一件
五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満	一件	二〇〇平方メートル以上三〇〇平方メートル未満	一件
一〇、〇〇〇平方メートル以上一五、〇〇〇平方メートル未満	一件	三〇〇平方メートル以上四〇〇平方メートル未満	一件
一五、〇〇〇平方メートル以上二〇、〇〇〇平方メートル未満	一件	四〇〇平方メートル以上五〇〇平方メートル未満	一件
二〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満	一件	五〇〇平方メートル以上六〇〇平方メートル未満	一件
二五、〇〇〇平方メートル以上三〇、〇〇〇平方メートル未満	一件	六〇〇平方メートル以上七〇〇平方メートル未満	一件
三〇、〇〇〇平方メートル以上三五、〇〇〇平方メートル未満	一件	七〇〇平方メートル以上八〇〇平方メートル未満	一件
三五、〇〇〇平方メートル以上四〇、〇〇〇平方メートル未満	一件	八〇〇平方メートル以上九〇〇平方メートル未満	一件
四〇、〇〇〇平方メートル以上四五、〇〇〇平方メートル未満	一件	九〇〇平方メートル以上一〇〇〇平方メートル未満	一件
四五、〇〇〇平方メートル以上五〇、〇〇〇平方メートル未満	一件	一〇〇〇平方メートル以上一〇〇〇平方メートル以上	一件
五〇、〇〇〇平方メートル以上五五、〇〇〇平方メートル未満	一件		
五五、〇〇〇平方メートル以上六〇、〇〇〇平方メートル未満	一件		
六〇、〇〇〇平方メートル以上六五、〇〇〇平方メートル未満	一件		
六五、〇〇〇平方メートル以上七〇、〇〇〇平方メートル未満	一件		
七〇、〇〇〇平方メートル以上七五、〇〇〇平方メートル未満	一件		
七五、〇〇〇平方メートル以上八〇、〇〇〇平方メートル未満	一件		
八〇、〇〇〇平方メートル以上八五、〇〇〇平方メートル未満	一件		
八五、〇〇〇平方メートル以上九〇、〇〇〇平方メートル未満	一件		
九〇、〇〇〇平方メートル以上九五、〇〇〇平方メートル未満	一件		
九五、〇〇〇平方メートル以上一〇〇、〇〇〇平方メートル未満	一件		
一〇〇、〇〇〇平方メートル以上一〇〇、〇〇〇平方メートル以上	一件		

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項から
工作物計画変更確認申請又は通知に係る審査手数料の項までの備考の欄を次のように改め
る。

- 一 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八
年 経済産業省 令第一号）第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 二 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をい
う。
- 三 「複合建築物」とは、一つの建築物において、住宅の部分と住宅以外の用途に供
する部分を併せて有するものをいう。
- 四 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積につい
て算定する。
 - イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建
築に係る部分の床面積
 - ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合
を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する
部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用
途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用
途の変更に係る部分の床面積の二分の一
 - ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若
しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係
る部分の床面積の二分の一
 - 五 建築物確認申請又は通知に係る審査手数料については、建築物の仕様基準の審査
を要しない場合は一の区分に掲げる金額とし、建築物の仕様基準の審査を要する場
合は一の区分に掲げる金額に二の区分に掲げる金額を加算した金額とする。

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物完了検査申請又は通知に係る審査手数料の項
中「一四、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査
する場合にあつては、二七、〇〇〇円）」に、「一七、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円（建
築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、三一、〇〇〇円）」に、

「二三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査す
る場合にあつては、四〇、〇〇〇円）」に、「三二、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円（建築
物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五五、〇〇〇円）」に改
め、「五三、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合
にあつては、五九、〇〇〇円）」を、「七四、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費
性能基準への適合を検査する場合にあつては、八二、〇〇〇円）」を、「一七八、〇〇〇
円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、一九
五、〇〇〇円）」を、「二六〇、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への
適合を検査する場合にあつては、二九一、〇〇〇円）」を、「四五五、〇〇〇円」の下に
「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五〇四、〇〇
円）」を加え、同項の備考の欄を次のように改める。

- 一 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積につい
て算定する。
 - イ 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面
積
 - ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合
 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一
 - 二 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号に定める基準を
いう。

別表第三の建築基準法関係事務の部の中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係
る審査手数料の項中「一三、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基
準への適合を検査する場合にあつては、二五、〇〇〇円）」に、「一六、〇〇〇円」を「二
五、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二九
〇〇〇円）」に、「二二、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基
準への適合を検査する場合にあつては、三九、〇〇〇円）」に、「三〇、〇〇〇円」を「四
九、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五三
〇〇〇円）」に、「五二、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基
準への適合を検査する場合にあつては、五八、〇〇〇円）」に改め、「六九、〇〇〇円」
の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、七七、〇〇
〇円）」を、「一六一、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検

査する場合にあつては、一七八、〇〇〇円」を、「二五二、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二八三、〇〇〇円)」を、「四四五、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、四九四、〇〇〇円)」を加え、同項の備考の欄を次のように改める。

一 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

イ 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合
当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一

二 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に定める基準をいう。

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「一三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料の項中「三七、三〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二八、八〇〇円、」を、「七四、三〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては五四、六〇〇円、」を、「一〇四、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七六、二〇〇円、」を、「一四六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一〇七、〇〇〇円、」を、「二〇九、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一五五、〇〇〇円、」を、「三〇〇、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二二五、〇〇〇円、」を、「四〇六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては三一〇、〇〇〇円、」を、「五三二、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四〇四、〇〇〇円、」を、「六二四、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四六八、〇〇〇円、」を加え、同項及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る審査手数料の項の備考の欄中8を9とし、7を8とし、同欄の6中「(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄の6を同欄の7とし、同欄の5中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

経済産業省
令第一号)」を「省令」に改め、同欄の5を同欄の6とし、同欄の4の次に次のように加える。
国土交通省

5 「仕様・計算併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この部において「省令」という。)第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る審査手数料の項中「三二、一〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二四、〇〇〇円、」を、「三五、六〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二六、五〇〇円、」を、「六三、五〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四七、〇〇〇円、」を、「一〇六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七八、三〇〇円、」を、「一七九、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一三六、〇〇〇円、」を、「二五六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一九八、〇〇〇円、」を加え、同項の備考の欄の第一号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同欄の第七号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号を同欄の第八号とし、同欄の第六号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号を同欄の第七号とし、同欄の第五号を同欄の第六号とし、同欄の第四号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同欄の第五号とし、同欄の第三号を同欄の第四号とし、同欄の第二号の次に次の一号を加える。

三 「仕様・計算併用法」とは、省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る審査手数料の項中「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同部の建築物エネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料の項を削り、同部の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

	三二、一〇〇円	一
が 行 わ れ る 場 合 に あ つ て は	二	積 の 合 計 は、
		床 面

一の戸建住宅の判定を受ける場合		二の同居住宅又は複合建築物の部分の判定	
二〇〇平方メートル未満		三〇〇平方メートル以上	
一件		一件	
四、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては五、一〇〇円		六三、五〇〇円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあっては四七、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては五、一〇〇円)	
当該判定に係る部分(一次エネルギー消費量の算定対象とし建物の部分として知事別に定めるものを除く。)の床面積について算定する。		二「仕様・計算併用法」とは、省令第一項第二号イ及びロ(2)及び同号イ(2)による評価方法をい	
受ける場合		建築エネルギー消費性適合性判断手数料	
受ける場合		受ける場合	
上五、〇〇〇平方メートル未満		三〇〇平方メートル未満	
一件		一件	
第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては四一、六〇〇円		二〇八、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては一九〇、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあっては一六、〇〇〇円)	
三「モデル建物法による基準」とは、省令第一項第一号ロに定める基準をいう。		三三五、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあっては一六、〇〇〇円)	

三 住宅非 住宅 建築 又は 複合 建築 物の 部分 住宅 の判 定を 受け 合 る場 合			
床 面 積 の 合 計			
トル以上 上二、〇〇 〇〇方 平メ ト方 メ ル未 満	二、〇〇 〇〇平 方メ トル以 上五、 〇〇〇	五、〇〇 〇〇平 方メ トル以 上一、 〇〇〇 〇〇平 方メ トル未 満	一〇、 〇〇〇 〇〇平 方メ トル以 上二、 〇〇〇
一件	一件	一件	一件
準に適合するものとして提出された場合にあつては二五、四〇〇円）	準に適合するものとして提出された場合にあつては二一六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては七三、九〇〇円）	五八八、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一一六、〇〇〇円）	六九六、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三三八、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一四七、〇〇〇円）

令和六年十二月二十三日

四 複合建築物の建築物 全体の判定を受ける場 合	二五、 〇〇〇 〇〇方 平メ ト方 メ ル以 上	一件	七九三、〇〇〇円 （建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一八三、〇〇〇円）
	住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額	一件	住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額
別表第三の租税特別措置法関係事務の部の特定の民間再開発事業認定申請手数料の項を削り、同表の運転免許関係事務の部の運転免許試験手数料の項の金額の欄及び備考の欄を次のように改める。	一、六五〇円	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等（道路交通法第一百一条第一項に規定する免許証等をいう。以下この部において同じ。）の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。	
	一、九五〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この部において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、九〇〇円とする。	
	三、九〇〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この部において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七五〇円とする。	
	一、九〇〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この部において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七五〇円とする。	
	一、九五〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この部において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七五〇円とする。	
	二、五〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。	
	一、八五〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。	

大分県報号外（条例）

一、九五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
二、八〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四、五五〇円とする。
一、九五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
一、六〇〇円	
一、八〇〇円	
一、九五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
四、五〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七、四五〇円とする。
一、八〇〇円	
一、六五〇円	
二、九五〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四、七〇〇円とする。

別表第三の運転免許関係事務の部の検査手数料の項中「三、九〇〇円」を「三、九五〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の再試験手数料の項中「一、九〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、九五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同部の免許証交付手数料の項を次のように改める。

- 一 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更

免許証交付手数料		一 第一種 道路交通法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	一件	二、三五〇円	新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この部において「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、二、一〇〇円とする。
二 仮運転免許に係る免許証	道路交通法第九十五条の二第十項の規定による交付を受ける場合	一件	二、五五〇円	二 日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者(以下この部において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、二、一五〇円又は一、九〇〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額とする。	

別表第三の運転免許関係事務の部の免許証再交付手数料の項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

- 道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合 一件 一、五〇〇円
- 一 特定試験免除者に係る記録にあつては、一、三五〇円とする。
- 二 複数免許取得者に係る記録にあつては、一、三五〇円又は一、一五〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額とする。

特定免情報記料	
<p>一 道路 交通法 第九十 五條の 二第三 項の規 定によ る特定 免情報 の記料 を する場 合</p> <p>道路交通 法第九十 五條の二 第三項の 規定によ る申出 （以下こ の部にお いて「更 新時不交 付申出」 とい う。）を する場 合</p> <p>道路交通 法第九十 五條の二 第六項の 規定によ る申出及 び更新時 不交付申 出のい れを しない場 合</p>	<p>道路交通 法第九十 五條の二 第六項の 規定によ る申出及 び更新時 不交付申 出のい れを しない場 合</p>
<p>二 道路 交通法第九 十五條の三 の規定 により読み 替えて 適用する同 法第九十二 條第二項の 規定又は同 法第六百六 條の四第二 項の規定に よる免情報 記料の書換 え</p>	<p>道路交通 法第九十 五條の二 第六項の 規定によ る申出及 び更新時 不交付申 出のい れを しない場 合</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>
<p>一、五五〇 円</p>	<p>一、五五〇 円</p>
<p>一 免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第九十五條の二第四項に規定する免情報記料個人番号カードを有する者（以下この部において「免許証・免情報記料個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、一〇〇円とする。</p> <p>二 複数免許取得者（免許証・免情報記料個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、一、三五〇円に与える免許の種類ごとに二〇〇円を加えた額とする。</p>	<p>道路交通法第九十二條第一項、第九十五條の二第十一項若しくは第九十一條の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四條第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円とする。</p>
<p>別表第三の運転免許関係事務の部の免許証更新手数料の項及び經由手数料の項を次のように改める。</p>	<p>する。</p>
<p>一 免許証の有効期間の更新（同時に免情報記料の有効期間の更新を受け、更新時不交付申出をする場合を除く。）</p>	<p>道路交通法第九十二條第一項、第九十五條の二第一項の規定による經由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この部において「經由申請」という。）をする場合</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>
<p>二、七五〇 円</p>	<p>一、三〇〇 円</p>
<p>經由申請をする場 合</p>	<p>經由申請及び更新時不交付申出のいずれもない場 合</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>
<p>二、八五〇 円</p>	<p>一、三〇〇 円</p>

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（条例）

免 証 更 料 等 新 手 数	
二 免 許 情 報 記 録 有 効 期 間 申 出 (以 下 の 部 において 「 経 由 地 書 換 申 出 」 と い う) を 受 け 受 け る 場 合 を 除 く)	合 道 路 交 通 法 第 百 一 条 の 二 第 三 項 の 規 定 に 基 づ いて 申 出 (以 下 の 部 において 「 経 由 地 書 換 申 出 」 と い う) を 受 け 受 け る 場 合 を 除 く)
一 件	一 件
一、〇〇〇 円	一、九五〇 円
三 免 許 証 有 効 期 間 申 出 (以 下 の 部 において 「 経 由 地 書 換 申 出 」 と い う) を 受 け 受 け る 場 合 を 除 く)	合 道 路 交 通 法 第 百 一 条 の 二 第 三 項 の 規 定 に 基 づ いて 申 出 (以 下 の 部 において 「 経 由 地 書 換 申 出 」 と い う) を 受 け 受 け る 場 合 を 除 く)
一 件	一 件
二、五〇〇 円	二、一〇〇 円
免 許 証 有 効 期 間 申 出 (以 下 の 部 において 「 経 由 地 書 換 申 出 」 と い う) を 受 け 受 け る 場 合 を 除 く)	合 道 路 交 通 法 第 百 一 条 の 二 第 三 項 の 規 定 に 基 づ いて 申 出 (以 下 の 部 において 「 経 由 地 書 換 申 出 」 と い う) を 受 け 受 け る 場 合 を 除 く)
一 件	一 件
二、八五〇 円	二、八五〇 円

運 転 経 歴 情 報 記 録 手 数 料	有 効 期 間 の 更 新		別 表 第 三 の 運 転 免 許 関 係 事 務 の 部 の 運 転 経 歴 証 明 書 交 付 手 数 料 の 項 及 び 運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 手 数 料 の 項 中 「 一、一〇〇 円 」 を 「 一、一五〇 円 」 に 改 め、同 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。
	出 を し な い と き	経 由 申 請 を し な い 場 合	
一 件	一 件	一 件	道 路 交 通 法 第 百 五 条 の 二 第 二 項 の 規 定 に 基 づ いて 運 転 経 歴 証 明 書 の 交 付 又 は 道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 三 十 条 の 十 一 第 一 項 の 運 転 経 歴 証 明 書 の 再 交 付 と 同 時 に 記 録 を 受 け る 場 合 に あ つ て は、一〇〇 円 と す る。
九〇〇 円	一、七〇〇 円	二、九五〇 円	
一 件	一 件	一 件	
七五〇 円	七五〇 円	七五〇 円	

別表第三の運転免許関係事務の部の運転技能検査手数料の項中「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に改め、同部の審査手数料の項中「一、四〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同部の技能検定員審査手数料の項の金額の欄を次のように改める。

二三、七五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、二三、七五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

- 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、八〇〇円
- 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 六、三五〇円
- 三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項について の審査の免除 二、五〇〇円
- 四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、五〇〇円
- 五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 二、六〇〇円
- 六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 一、八〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九五〇円
八 三及び四の免除のいずれをも免除 五五〇円

一九、八〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一九、八〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、六五〇円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 六、二五〇円

三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項についての審査の免除 二、〇〇〇円

四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 一、八五〇円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 九〇〇円

八 三及び四の免除のいずれをも免除 三五〇円

一四、四五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一四、四五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 一、二〇〇円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 一、九〇〇円

三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項についての審査の免除 二、〇〇〇円

四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 二、五五〇円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 二、四〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 一、三五〇円

八 三及び四の免除のいずれをも免除 三五〇円

二二、二〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、二二、二〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 四、四五〇円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 七、七五〇円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 三、七五〇円
四 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識についての審査の免除 二、六〇〇円

五 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九〇〇円

別表第三の運転免許関係事務の部の教習指導員審査手数料の項の金額の欄を次のように改める。

一五、一〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一五、一〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、八〇〇円
二 技能検習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、四〇〇円

三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円
四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、六〇〇円

五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、六〇〇円
六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、五五〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 三、〇〇〇円

八 四及び五の免除のいずれをも免除 二〇〇円

一二、〇〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一二、〇〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、六五〇円
二 技能検習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円

三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、二五〇円
四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、三五〇円

五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、三五〇円
六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、三〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 九五〇円

八 四及び五の免除のいずれをも免除 一五〇円

九、九五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、九、九五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 一、二〇〇円
二 技能検習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三五〇円

三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、二五〇円
四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、三五〇円

五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、三五〇円
六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、二五〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 一、三五〇円

八 四及び五の免除のいずれをも免除 五〇円

- 一、八五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一二、八五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。
- 一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 四、四五〇円
- 二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 二、一〇〇円
- 三 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識についての審査の免除 二、六〇〇円
- 四 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九五〇円

別表第三の運転免許関係事務の部の国外運転免許証交付手数料の項中「二、三五〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の講習手数料の項中

一 道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	一時	七五〇円
---------------------------	----	------

を

一 道路交通法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	一時	八五〇円
---------------------------	----	------

に、

「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「四、四五〇円」を「四、六五〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「四、一五〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、七五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八五〇円」に、

九 道路交通法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	一時	七五〇円
---------------------------	----	------

を

九 道路交通法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	一時	九〇〇円
---------------------------	----	------

に、

「二、一五〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五五〇円」に、「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、

五〇〇円

五〇〇円

公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この部において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この部において「オンライン講習」という。)にあつては、二〇〇円とする。

を

に、

のハ」に、

八〇〇円

を

八〇〇円

オンライン講習にあつては、二〇〇円とする。

に、

道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習

一件 一、三五〇円

国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、八〇〇円とする。

を

道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この部において同じ。)でないも

一件 一、四〇〇円

に、

のに対する講習			
道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	一件	八〇〇円	オンライン講習にあつては、二〇〇円とする。

十三 道路交通法第八十条の二第一項第十三号に掲げる講習	一件	一二、五〇〇円	当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、九、〇五〇円とする。
-----------------------------	----	---------	---

十三 道路交通法第八十条の二第一項第十三号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この部において「実車等指導」という。）を含む講習	一件	一二、九〇〇円
実車等指導を含まない講習		一件	九、三五〇円

「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、

に、

を

に、

十五 道路交通法第八十条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習	一時	二、〇〇〇円
-----------------------------------	----	--------

を

十五 道路交通法第八十条の二第一項第十五号に掲げる講習	一時	二、一〇〇円
十六 道路交通法第八十条の二第一項第十六号に掲げる講習	一時	二、〇五〇円

に、

十六 道路交通法施行令第三十七条の六に規定する講習	一人	一、三五〇円
---------------------------	----	--------

を

十七 道路交通法施行令第三十七条の六に規定する講習	一人	一、四〇〇円
---------------------------	----	--------

に、

「十七 道路交通法施行令」を「十八 道路交通法施行令」に改め、同部の通知手数料の項中「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同部の認知機能検査員講習手数料の項中「一、四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「一、一五〇円」に改める。

別表第四の運転免許関係事務の項中「及び第十号」を「、第十号及び第十四号」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 別表第三の租税特別措置法関係事務の部及び別表第四の改正規定 公布の日
 - 別表第三の一般旅券申請事務の部及び運転免許関係事務の部の改正規定 令和七年三月二十四日

三 別表第三の建築基準法関係事務の部、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の改正規定並びに次項の規定 令和七年四月一日

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第三の建築基準法関係事務の部の規定は、前項第三号に定める日以後にその工事に着手する建築物の建築等に係る事務について適用し、同日前にその工事に着手する建築物の建築等に係る事務については、なお従前の例による。

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十号

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

大分県産業廃棄物税条例（平成十六年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第三十五号）」を「大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第四十号）」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十一号

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号9(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
- (2) 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料

(3) 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料
別表第二の三の項の事務の欄の第二号(4)を次のように改める。

(4) 法第十二条第一項及び第二項

別表第二の三の項の事務の欄の第二号に次のように加える。

(5) 法第十二条の二第一項

(6) 法第十二条の七第一項及び第三項

(7) 法第十二条の八第三項

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

第二条 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の大麻関係事務の部中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十二号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十九条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第三十条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例
をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十三号

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第一条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部中「たい積行為」を「堆積行為」に、「六五、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事許可申請手数料の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事」に、「切土又は盛土する」を「盛土又は切土をする」に改め、「(以下この部において「宅地造成区域」という。)」を削り、「二二、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、

一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	三一、〇〇〇円
二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	一件	四四、〇〇〇円
三、〇〇〇平方メートルを超え四、〇〇〇平方メートル以内	一件	五八、〇〇〇円
四、〇〇〇平方メートルを超え七、〇〇〇平方メートル以内	一件	七八、〇〇〇円
七、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一一四、〇〇〇円
一〇、〇〇〇平方メートルを超え一三、〇〇〇平方メートル以内	一件	一三八、〇〇〇円

「二、〇〇〇平方メートルを」を「三、〇〇〇平方メートルを」に、「四七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「四九八、〇〇〇円」に、「四二〇、〇〇〇円」を「六四二、〇〇〇円」に改め、

同項に次のように加える。

土石の堆積の面積	積を積む土地の面積	積の面積
五〇〇平方メートル以内	一件	一六、〇〇〇円
五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内	一件	一八、〇〇〇円
一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	二一、〇〇〇円
二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	一件	二四、〇〇〇円
三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	一件	三四、〇〇〇円
五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	三七、〇〇〇円
一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	四四、〇〇〇円
二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	五八、〇〇〇円
四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	七八、〇〇〇円
七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一一四、〇〇〇円
一〇〇、〇〇〇平方メートルを超え一三〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一三八、〇〇〇円

別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事変更許可申請手数料の項を次のように改める。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額	上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超える
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	一 工事の設計の変更 (二)のみに該当する場合を除く。)につ	六四二、〇〇〇円

令和六年十二月二十三日

大分県報号外(条例)

<p>特定盛土等規制区域内における特定盛土又は石の</p>																									
<p>特定盛土等に関する工事の計画の変更</p>	<p>超え三、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内</p>	<p>一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える</p>	<p>変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額 一 工事の設計の変更(二のみに該当する場合は除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積(二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積)</p>	<p>一件</p>	<p>二四、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>三四、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>三七、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>四四、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>五八、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>七八、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>一一四、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>一三八、〇〇〇円</p>
<p>上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、その金額は、六四二、〇〇〇円とする。</p>																									
<p>土石の堆積に関する工事の計画の変更</p>																									
<p>変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額 一 工事の設計の変更(二のみに該当する場合は除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積(二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積)</p>	<p>積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額 二 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額</p>	<p>三 一又は二以外の変更については、一〇、〇〇〇円</p>	<p>上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、その金額は、一三八、〇〇〇円とする。</p>																						
<p>上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、その金額は、一三八、〇〇〇円とする。</p>																									

堆積工事 変更許可申請 手数料

間事等盛特定けるにお域内制区等規盛土特定				
盛土	又は切土をす	地の土	面積	
五〇〇平方メートル以内	五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内	一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル	一件
一件	一件	一件	一件	積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積（に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額 二 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額 三 一又は二以外の変更については、一〇、〇〇〇円
一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	

令和六年十二月二十三日

<p>査手 数料</p>							
ル以内	三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内	二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内	七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	

（大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）
第二条 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の一の項の事務の欄の第一号を次のように改める。
 一 条例第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる手数料の徴収を行うこと。
 1 旅券法関係事務に係る一般旅券申請手数料（渡航先の追加に係るものを除く。）
 2 宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務に係る次の手数料（土石の堆積に関する工事に係るものを除く。）
 (1) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料
 (2) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料
 (3) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料

大分県報号外（条例）

料

別表第一の一の項の市町村の欄中「各市町村」の下に「(ただし、事務の欄の第一号2にあつては、別府市とする。)」を加え、同表の二十八の項を次のように改める。

- 二十八 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この項中「法」といふ。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十三年建設省令第三号。以下この項中「施行規則」といふ。)、及び法の施行のための規則に基づく事務
- 一 法第十二条第一項の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事(以下この項において「工事」といふ。)を許可すること。
- 二 法第十二条第三項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)、法第十二条第一項の許可に必要な条件を付すること。
- 三 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)、及び関係市町村長に通知すること。
- 四 法第十四条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)、の規定に基づき、許可証の交付又は不許可の通知をすること。
- 五 法第十五条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)、の規定に基づき、国又は県等からの工事についての協議を受けること。
- 六 法第十六条第一項の規定に基づき、工事の変更を許可すること。
- 七 法第十六条第二項の規定に基づき、工事の軽微な変更の届出を受理すること。
- 八 法第十七条第一項の規定に基づき、工事の完了検査をすること。
- 九 法第十七条第二項の規定に基づき、検査済証を交付すること。
- 十 法第十八条第一項の規定に基づき、工事の中間検査をすること。
- 十一 法第十八条第二項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。
- 十二 法第十九条第一項の規定に基づき、工事の定期の報告を受理すること。
- 十三 法第二十条第一項から第三項までの規定に基づき、工事の許可を取り消し、当該工事の施行の停止等を命じ、土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。
- 十四 法第二十条第五項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)、の規定に基づき、自ら災害防

別府市

- 止措置の全部又は一部を講ずること及び必要な公告をすること。
- 十五 法第二十条第六項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)、の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。
- 十六 法第二十一条第一項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域指定の際に当該規制区域内において行われている工事の届出を受理すること。
- 十七 法第二十一条第二項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。
- 十八 法第二十一条第三項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内の土地において政令で定める工事をする者の届出を受理すること。
- 十九 法第二十一条第四項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者の届出を受理すること。
- 二十 法第二十二条第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- 二十一 法第二十三条第一項の規定に基づき、土地所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずること。
- 二十二 法第二十三条第二項の規定に基づき、土地所有者等以外の者に対し、同条第一項の工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
- 二十三 法第二十四条第一項の規定に基づき、その職員に、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査させること。
- 二十四 法第二十五条の規定に基づき、土地の所有者、管理者又は占有者に対し、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。
- 二十五 施行規則第八十八条の規定に基づき、確認済証の交付を受けるために要する証明書等を交付すること。
- 二十六 前各号に掲げるもののほか法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものを行う

こと。

別表第二の三十七の項中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項の事務の欄の第一号及び第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同欄の第三号を削り、同欄の第四号を同欄の第三号とし、同欄の第五号を同欄の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例第十一号第四号ただし書の規定に基づき、浸透水を採用するために必要な措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると認めること。

別表第二の三十七の項の事務の欄の第十五号中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同欄の第十六号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄の第十七号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同欄の第十八号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同欄第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同欄の第二十八号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同号を同欄の第二十六号とし、同欄の第二十九号を同欄の第二十七号とする。

(大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正)

第三条 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成十八年大分県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例

「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

目次中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第一条中「並びに災害の発生」及び「とともに、生活の安全を確保する」を削る。

第二条第二号中「たい積」を「堆積」に改め、「かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られ」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第三条第一項中「並びに土砂等の崩落等」を削る。

第二章の章名中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第六条第一項及び第三項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に、「土壌の汚染及び水質の汚濁」を「土壌汚染等」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項第二号中「たい積し」を「堆積し」に改め、同条第三項中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「位置」を「所在地」に改め、同項第六号中「及び特定事業の用に供する施設(以下「特定事業場」という。)の区域」を削り、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改め、「当該特定事業場の構造が」を削り、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第十一条第一項第一号イ中「第十九条第六項、第二十条第四項」を削り、同項第三号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「安全基準」を「土砂基準」に改め、同項第四号を削り、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると知事が認めた場合においては、この限りでない。

第十一条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第二項を削る。

第十四条中「安全基準」を「土砂基準」に、「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に改め、同条第三号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十五条中「の各号」を削り、同条の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第十九条第一項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

第十五条第二号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十六条第一項中「内の土壌」を「(土砂等を堆積している区域に限る。)内の土壌」に改め、同条第四項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第十七条中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十八条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改め、同条第二項中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「並びに第一項の規定による措置が講じられているかどうか」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第二十条第四項を削る。

第二十二條第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「位置」を「所在地」に改め、同条第三項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十三條第一項第七号中「第十一条第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十四條中「第十九條第二項」を「第十九條第一項」に改める。

第二十九條第一号中「、第十九條第六項、第二十條第四項」を削る。

第三十一條第一号中「第十九條第二項」を「第十九條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

(大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正後の大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例(以下「新土砂条例」という。)第四章の規定(新土砂条例第十五条及び第十六条の規定を除く。以下同じ。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する特定事業について適用し、施行日前に工事に着手した特定事業(当該特定事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「盛土規制法」という。)第十三條第一項又は第三十一條第一項の技術的基準の適用を受ける部分を除く。)については、なお従前の例による。

3 盛土規制法第十二條第一項ただし書又は第三十條第一項ただし書に規定する工事に係る特定事業については、前項の規定にかかわらず、新土砂条例第四章の規定を適用する。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業に関する規制に係る事務についての第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部の規定及び第二条の規定による改正前の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第二の三十七の項の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和二十九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の大分県中央警察署の項中「城南西二丁目」の下に「、深河内一丁目、深河内二丁目、深河内三丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「上宗方南三丁目」の下に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加える。

附則

この条例は、令和七年一月十一日から施行する。